

聖籠町長等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成30年9月19日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第24号

聖籠町長等の給与の特例に関する条例

(町長の給料月額の特例)

第1条 町長の給料の月額は、平成30年10月1日から平成34年9月4日までの間において、聖籠町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和46年聖籠町条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(副町長の給料月額の特例)

第2条 副町長の給料の月額は、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの間において、特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料月額の特例)

第3条 教育長の給料の月額は、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの間において、特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(平成30年12月に支給する期末手当の特例)

第4条 町長、副町長及び教育長の平成30年12月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額から次の各号に定める額を減じた額とする。

(1) 町長 146,520円

(2) 副町長 平成30年9月に支給する給料の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 教育長 28,650円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

(1) 第1条の規定 平成34年9月4日（この条例の施行の際現に町長の職にある者が同日前に退職した場合にあっては、当該退職した日）

(2) 第2条及び第3条の規定 平成34年9月30日（この条例の施行の際現に町長の職にある者が平成34年9月4日前に退職した場合にあっては、当該退職した日の属する月の末日）